

防衛庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令を次のように定める。

平成17年3月30日

防衛庁長官 大野 功統

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令

改正	平成18年3月27日	庁訓第12号
	平成18年3月30日	庁訓第52号
	平成18年7月28日	庁訓第83号
	平成19年1月5日	庁訓第1号
	平成19年8月25日	省訓第59号
	平成20年3月25日	省訓第12号
	平成20年4月1日	省訓第32号
	平成21年7月29日	省訓第48号
	平成23年4月1日	省訓第16号
	平成24年7月5日	省訓第25号
	平成27年10月1日	省訓第39号
	平成27年12月25日	省訓第58号
	平成28年3月31日	省訓第36号
	平成29年5月30日	省訓第37号
	平成31年3月29日	省訓第18号
	平成31年4月26日	省訓第23号
	令和元年12月13日	省訓第29号
	令和2年2月20日	省訓第2号
	令和2年12月28日	省訓第67号
	令和3年3月31日	省訓第20号
	令和4年3月15日	省訓第10号
	令和4年3月28日	省訓第30号
	令和5年3月15日	省訓第8号

目次

第1章	総則（第1条－第7条）
第2章	開示
第1節	開示請求受付（第8条－第14条）
第2節	開示の決定等（第15条－第26条）
第3節	開示の実施（第27条）
第3章	訂正
第1節	訂正請求受付（第28条－第30条）
第2節	訂正の決定等（第31条－第41条）
第4章	利用停止
第1節	利用停止請求受付（第42条－第44条）
第2節	利用停止の決定等（第45条－第52条）
第5章	審査請求（第53条）
第5章の2	行政機関等匿名加工情報の提供
第1節	提案の募集及び受付（第53条の2）

第2節 提案の審査等（第53条の3－第53条の6）
第6章 雑則（第54条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防衛大臣等 防衛大臣及び地方防衛局長等をいう。
- (2) 地方防衛局長等 地方防衛局長及び地方防衛支局長をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (4) 行政機関等 個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。
- (5) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (7) 個人情報ファイル簿 個人情報保護法第75条第1項（個人情報保護法第110条及び第117条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき作成された個人情報ファイル簿をいう。
- (8) 行政機関等匿名加工情報 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (9) 行政機関の長等 個人情報保護法第63条に規定する行政機関の長等をいう。
- (10) 開示請求書 個人情報保護法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (11) 訂正請求書 個人情報保護法第91条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (12) 利用停止請求書 個人情報保護法第99条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (13) 提案書 個人情報保護法第112条第1項及び第118条第1項に規定する提案（以下単に「提案」という。）を記載した書面をいう。

（権限又は事務の委任）

第3条 防衛大臣の所掌に係る個人情報保護法第5章第4節に定める権限又は事務（次項に掲げるものを除く。）のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務については、地方防衛局長等に委任する。

- 2 防衛大臣の所掌に係る個人情報保護法第5章第4節に定める権限又は事務のうち、地方防衛局長の所掌に係るもの（地方防衛支局長の所掌に係るものを除く。）については地方防衛局長に、地方防衛支局長の所掌に係るものについては地方防衛支局長にそれぞれ委任する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、防衛大臣は、同項に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務を行うことができる。

(防衛省個人情報保護管理者及び防衛省個人情報保護室等)

第4条 防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を総括する者を「防衛省個人情報保護管理者」という。

- 2 防衛省個人情報保護管理者は、大臣官房長をもって充てる。
- 3 公文書監理官は、防衛省個人情報保護管理者の職務を助け、及び防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の適正な実施を確保するための措置を行うものとする。
- 4 防衛省個人情報保護管理者及び公文書監理官を補佐し、防衛省本省の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総合調整等を行う部局を「防衛省個人情報保護室」という。
- 5 防衛省個人情報保護室は、大臣官房文書課公文書監理室とする。
- 6 地方防衛局等において、地方防衛局等の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総合調整等を行う部局を「地方防衛局等個人情報保護室」という。
- 7 地方防衛局等個人情報保護室は、次に掲げる課及び室とする。
- (1) 地方防衛局（沖縄防衛局を除く。）総務部総務課
- (2) 沖縄防衛局総務部報道室
- (3) 地方防衛支局総務課
- 8 防衛省個人情報保護室は、地方防衛局等個人情報保護室に対し、その業務についての指示及び指導を行うものとする。

(機関等個人情報保護責任者)

第5条 機関等において、当該機関等の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務に責任を有する者を「機関等個人情報保護責任者」という。

- 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の機関等の欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等個人情報保護責任者は、同表の機関等個人情報責任者の欄に掲げる者とする。

機関等	機関等個人情報保護責任者
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）	統合幕僚長
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	陸上幕僚長

海上自衛隊(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	海上幕僚長
航空自衛隊(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。)	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監

(関係部局の協力等)

第6条 防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手続等を円滑に進めるため、関係部局は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

2 関係部局は、個人情報保護法に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供を容易にするため、防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する情報の提供に努めるものとする。

(個人情報ファイル簿の整備)

第7条 防衛省個人情報保護室及び地方防衛局等個人情報保護室(以下単に「個人情報保護室」という。)は、個人情報ファイル簿を常備し、閲覧に供するものとする。

2 防衛省個人情報保護室は、個人情報ファイル簿について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

第2章 開示

第1節 開示請求受付

(開示請求書)

第8条 開示請求書は、様式第1に定める書式を標準とする。

2 任意代理人(個人情報保護法第76条第2項に規定する本人の委任による代理人をいう。以下同じ。)が開示請求する場合は、前項に規定する開示請求書と併せて、様式第2に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る開示請求については、様式第3に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(個人情報保護室における情報提供)

第9条 個人情報保護室は、開示請求者(開示請求をした者をいう。以下同じ。)が開示を望む保有個人情報の特定に資する情報を提供しよう努めるものとする。この場合において、個人情報保護室は、開示請求者が第7条の個人情報ファイル簿の閲覧を適切に行えるよう、所要の教示を行うものとする。

(個人情報保護室における開示請求書の受付等)

第10条 個人情報保護室は、開示請求者が提出する開示請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人(個人情報保護法第76条第2項に規定する法定代理人をいう。以下同じ。)若しくは任意代理人であるかを確認した上で当該開示請

求書に受付印を押印し、その写しを開示請求者に交付するものとする。

- 2 開示請求書を受け付けた個人情報保護室は、当該開示請求が他の個人情報保護室に対するものである場合には、速やかに当該他の個人情報保護室にファックス、電子メール等により送信し、あわせて口頭でその旨を通知するとともに、開示請求書の原本を複写し、当該原本を当該他の個人情報保護室に送付するとともに複写を保管するものとする。

(送付による開示請求書の受付)

第11条 開示請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該開示請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で、当該開示請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを開示請求者に送付するものとする。

- 2 開示請求が他の個人情報保護室に係るものである場合の手続については、前条第2項の規定を準用する。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書)

第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第33条第2項に規定する開示請求に係る手数料の免除の申請書(以下「手数料免除申請書」という。)は、様式第4に定める書式を標準とする。

(個人情報保護室における特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書の受付)

第13条 個人情報保護室は、手数料免除申請書に不備がないことを確認した上で当該申請書に受付印を押印し、その写しを開示請求者に送付するものとする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除の決定等通知)

第14条 防衛大臣等は、前条の規定により受け付けられた手数料免除申請書について、番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護法第89条第3項の規定により、免除する旨を決定したときは様式第5に定める書式により、免除をしない旨を決定したときは様式第6に定める書式により、それぞれ開示請求者に通知するものとする。

第2節 開示の決定等

(補正依頼の実施)

第15条 個人情報保護室は、必要と認める場合は、開示請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各局、機関等若しくは地方防衛局等の各部等(地方防衛局の各部及び地方防衛支局の各課(これらに準ずるものを含む。))をいう。以下同じ。)に補正依頼を実施させるものとする。

(保有個人情報の特定)

第16条 個人情報保護室は、開示請求された保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の開示に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各局及び当該保有個人情報に関係を有する機関等又は地方防衛局等の各部等に特定した旨を通知するものとする。

(移送)

第17条 防衛大臣等は、特定された開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲

げる場合、個人情報保護法第85条第1項の規定に基づき、他の行政機関の長等と協議の上、当該事案を移送することができる。ただし、開示請求に係る保有個人情報に、既に公にされ、又は公にする予定が明らかであると認められるときを除く。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等の事務又は事業に係るものである場合
- 2 他の行政機関の長等との協議が整わない場合は、防衛省本省において個人情報保護法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）を行うものとする。
- 3 他の行政機関の長等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第7に定める書式により、当該他の行政機関の長等に対して通知するものとする。
- 4 他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第8に定める書式により、開示請求者に対して通知するものとする。

（移送の受付）

第18条 移送の協議は個人情報保護室が受け付け、その後は、開示請求を受けた事案に関する規定に準じて取り扱うものとする。

（第三者意見聴取の書式）

- 第19条 個人情報保護法第86条第1項の通知は様式第9に定める書式により、同条第2項の通知は様式第10に定める書式によるものとする。
- 2 個人情報保護法第86条第1項及び第2項の意見書は様式第11に定める書式を標準とする。
 - 3 個人情報保護法第86条第3項の通知は様式第12に定める書式によるものとする。

（機関等の開示決定手続）

- 第20条 第16条の規定に基づき通知を受けた機関等の機関等個人情報保護責任者は、開示請求された保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定に係る意見を付し、防衛大臣に上申するものとする。
- 2 防衛大臣は、上申を受けた保有個人情報について、全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

（官房各局及び地方防衛局等の開示決定手続）

第21条 官房各局の長及び地方防衛局等の各部等の長は、開示請求された保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定を防衛大臣等に求めるものとする。

（開示決定等期限の延長の書式）

第22条 個人情報保護法第83条第2項の通知は様式第13に定める書式によるものとする。

（開示決定等期限の特例の書式）

第23条 個人情報保護法第84条の通知は様式第14に定める書式によるものとする。

（開示決定等通知）

第24条 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部又は一部を開示する

旨の決定をしたときは、様式第15に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

- 2 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第16に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示情報等の記録作成)

第25条 開示請求に係る事務を行った官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、当該開示請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

- 2 前項の官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)その他の秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書である場合又は個人情報保護法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した場合には、官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等において適切に管理するとともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、写しの代わりとして提出するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第26条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けようとする者からの個人情報保護法第87条第3項の規定に基づく申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部署で受け付けるものとする。

- (1) 防衛大臣が開示決定を行ったもの 防衛省個人情報保護室
- (2) 地方防衛局長等が開示決定を行ったもの 地方防衛局等個人情報保護室

- 2 前項の申出は、様式第17に定める書式を標準とする。

第3節 開示の実施

(開示の実施)

第27条 事務所における開示の実施を行うときは、個人情報保護室において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専用機器を用いた開示の実施を行うため当該機器が備え付けられている場所において実施する必要がある場合にあっては、業務に支障のない範囲で個人情報保護室以外の事務所において開示の実施を行うことができる。
- 3 写しの送付による開示の実施は、個人情報保護室が行うものとする。

第3章 訂正

第1節 訂正請求受付

(訂正請求書)

第28条 訂正請求書は、様式第18に定める書式を標準とする。

- 2 任意代理人が訂正請求する場合は、前号に規定する訂正請求書と併せて、様式第19に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第20に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(個人情報保護室における訂正請求書の受付等)

第29条 個人情報保護室は、訂正請求者（訂正請求をした者をいう。以下同じ。）が提出する訂正請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び訂正請求者が訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で当該訂正請求書に受付印を押印し、その写しを訂正請求者に交付するものとする。

2 訂正請求書を受け付けた個人情報保護室は、当該訂正請求が他の個人情報保護室に係るものである場合には、速やかに当該他の個人情報保護室にファックス、電子メール等により送信し、あわせて口頭でその旨を通知するとともに、訂正請求書の原本を複写し、当該原本を当該他の個人情報保護室に送付するとともに複写を保管するものとする。

（送付による訂正請求書の受付）

第30条 訂正請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該訂正請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び訂正請求者が訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で、当該訂正請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを訂正請求者に送付するものとする。

2 訂正請求が他の個人情報保護室に係るものである場合の手続については、前条第2項の規定を準用する。

第2節 訂正の決定等

（補正依頼の実施）

第31条 個人情報保護室は、必要と認める場合は、訂正請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各局、機関等若しくは地方防衛局等の各部等に補正依頼を実施させるものとする。

（保有個人情報の特定）

第32条 個人情報保護室は、訂正請求された保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の訂正に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各局及び当該保有個人情報に関係を有する機関等又は地方防衛局等の各部等に特定した旨を通知するものとする。

（移送）

第33条 防衛大臣等は、訂正請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる場合、個人情報保護法第96条第1項の規定に基づき、他の行政機関の長等と協議の上、当該事案を移送することができる。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報が、個人情報保護法第85条第3項の規定により開示されたものである場合

(2) 前号に掲げるもののほか、訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等の事務又は事業に係るものである場合

2 他の行政機関の長等との協議が整わない場合は、防衛省本省において個人情報保護法第93条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）を行うものとする。

3 他の行政機関の長等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第21に定める書式により、当該行政機関の長等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第22に定める書式により、訂正請求者に対して通知するものとする。

（移送の受付）

第34条 移送の協議は個人情報保護室が受け付け、その後は、訂正請求を受けた

事案に関する規定に準じて取り扱うものとする。

(機関等の訂正決定手続)

第35条 第32条の規定に基づき通知を受けた機関等の機関等個人情報保護責任者は、訂正請求された保有個人情報について訂正をし、又は訂正をしない旨の決定に係る意見を付し、防衛大臣に上申するものとする。

2 防衛大臣は、上申を受けた保有個人情報について、訂正をし、又は訂正をしない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各局及び地方防衛局等の訂正決定手続)

第36条 官房各局の長及び地方防衛局等の各部等の長は、訂正請求された保有個人情報について訂正をし、又は訂正をしない旨の決定を防衛大臣等に求めるものとする。

(訂正決定等期限の延長の書式)

第37条 個人情報保護法第94条第2項の通知は様式第23に定める書式によるものとする。

(訂正決定等期限の特例の書式)

第38条 個人情報保護法第95条の通知は様式第24に定める書式によるものとする。

(訂正決定等通知)

第39条 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、様式第25に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

2 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたときは、様式第26に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知の書式)

第40条 個人情報保護法第97条の通知は様式第27に定める書式によるものとする。

(訂正情報等の記録作成)

第41条 訂正請求に係る事務を行った官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、当該訂正請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

2 前項の官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、訂正をし、又は訂正をしない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合又は秘密保全に関する訓令その他秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書である場合には、官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等において適切に管理するとともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、写しの代わりとして提出するものとする。

第4章 利用停止

第1節 利用停止請求受付

(利用停止請求書)

第42条 利用停止請求書は、様式第28に定める書式を標準とする。

- 2 任意代理人が利用停止請求する場合は、前項に規定する利用停止請求書と併せて、様式第29に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第30に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(個人情報保護室における利用停止請求書の受付等)

第43条 個人情報保護室は、利用停止請求者（利用停止請求をした者をいう。以下同じ。）が提出する利用停止請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び利用停止請求者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で当該利用停止請求書に受付印を押印し、その写しを利用停止請求者に交付するものとする。

- 2 利用停止請求書を受け付けた個人情報保護室は、当該利用停止請求が他の個人情報保護室に係るものである場合には、速やかに当該他の個人情報保護室にファックス、電子メール等により送信し、あわせて口頭でその旨を通知するとともに、利用停止請求書の原本を複写し、当該原本を当該他の個人情報保護室に送付するとともに複写を保管するものとする。

(送付による利用停止請求書の受付)

第44条 利用停止請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該利用停止請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び利用停止請求者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認の上で、当該利用停止請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを利用停止請求者に送付するものとする。

- 2 利用停止請求が他の個人情報保護室に係るものである場合の手続については、前条第2項の規定を準用する。

第2節 利用停止の決定等

(補正依頼の実施)

第45条 個人情報保護室は、必要と認める場合は、利用停止請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各局、機関等若しくは地方防衛局等の各部等に補正依頼を実施させるものとする。

(保有個人情報の特定)

第46条 個人情報保護室は、利用停止請求された保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の利用停止に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各局及び当該保有個人情報に関係を有する機関等又は地方防衛局等の各部等に特定した旨を通知するものとする。

(機関等の利用停止決定手続)

第47条 前条の規定に基づき通知を受けた機関等の機関等個人情報保護責任者は、利用停止請求された保有個人情報について利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定に係る意見を付し、防衛大臣に上申するものとする。

- 2 防衛大臣は、上申を受けた保有個人情報について、利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各局及び地方防衛局等の利用停止決定手続)

第48条 官房各局の長及び地方防衛局等の各部等の長は、利用停止請求された保有個人情報について利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定を防衛大臣等

に求めるものとする。

(利用停止決定等期限の延長の書式)

第49条 個人情報保護法第102条第2項の通知は様式第31に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等期限の特例の書式)

第50条 個人情報保護法第103条の通知は様式第32に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等通知)

第51条 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、様式第33に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

2 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたときは、様式第34に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

(利用停止情報等の記録作成)

第52条 利用停止請求に係る事務を行った官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、当該利用停止請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

2 前項の官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等は、利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合又は秘密保全に関する訓令その他秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書である場合には、官房各局、機関等及び地方防衛局等の各部等において適切に管理するとともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、写しの代わりとして提出するものとする。

第5章 審査請求

(諮問をした旨の通知の書式)

第53条 行政機関個人情報保護法第105条第2項の通知は、次の各号の書式によるものとする。

- (1) 開示決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第35
- (2) 訂正決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第36
- (3) 利用停止決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第37

第5章の2 行政機関等匿名加工情報の提供

第1節 提案の募集及び受付

(提案の募集及び受付)

第53条の2 個人情報保護法第111条の規定による提案の募集及び提案の受付に関する事務は、防衛省個人情報保護室が行うものとする。

第2節 提案の審査等

(提案の通知)

第53条の3 防衛省個人情報保護室は、提案を受け付けた場合、当該提案に係る行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各局及び当該提案に係る機関等又は地方防衛局等に対し、提案があった旨を通知するものとする。

(機関等及び地方防衛局等の審査手続)

第53条の4 前条の規定により通知を受けた機関等の機関等個人情報保護責任者又は地方防衛局長等は、提案について、個人情報保護法第114条第1項各号に掲げる基準（個人情報保護法第118条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に適合すると認める、又は当該基準のいずれかに適合しないと認める旨の意見を付し、防衛大臣に上申するものとする。

2 防衛大臣は、上申を受けた提案について、個人情報保護法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認め、又は当該基準のいずれかに適合しないと認めるときは、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各局の審査手続)

第53条の5 官房各局の長は、提案について、個人情報保護法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める、又は当該基準のいずれかに適合しないと認めることを防衛大臣に求めるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約)

第53条の6 個人情報保護法第115条（個人情報保護法第118条第2項において準用する場合を含む。）に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び個人情報保護法第120条に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除に関する事務は、防衛省個人情報保護室が行うものとする。

第6章 雑則

(委任規定)

第54条 この訓令の実施に関する細部の事項は、防衛省本省の内部部局に関するものは大臣官房長が、防衛省本省の施設等機関に関するものは当該施設等機関の長が、統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）に関するものは統合幕僚長が、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）に関するものは陸上幕僚長が、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に関するものは海上幕僚長が、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に関するものは航空幕僚長が、情報本部に関するものは情報本部長が、防衛監察本部に関するものは防衛監察監がそれぞれ定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 防衛庁本庁内部部局の内部組織に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第54号）の一部を次のように改正する。
 - 第4条第1項中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。
 - 第4条第9項から第16項までを次のように改める。
- 9 情報公開・個人情報保護室は、防衛庁の保有する情報の公開に関する事務並びに防衛庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務をつかさどる。
- 10 情報公開・個人情報保護室に、情報公開・個人情報保護室長を置く。
- 11 情報公開・個人情報保護室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

- 12 情報公開・個人情報保護室に、情報公開主任 1 人、情報公開企画制度主任 1 人、情報公開開示審査主任 1 人、情報公開開示調整主任 1 人及び個人情報保護開示調整主任 1 人を置く。
- 13 情報公開・個人情報保護室に、情報公開専門官 1 人、情報公開企画制度専門官 1 人、情報公開開示調整専門官 1 人及び個人情報保護企画調整専門官 1 人を置く。
- 14 情報公開専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、情報公開に関する業務の管理及び他の行政機関との調整に関する事務に従事する。
- 15 情報公開企画制度専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、情報公開の制度に関する事務に従事する。
- 16 情報公開開示調整専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、情報の開示の調整に関する事務に従事する。
第 4 条中第 2 7 項を第 2 8 項とし、第 1 7 項から第 2 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 6 項の次に次の 1 項を加える。
- 17 個人情報保護企画調整専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する業務の管理、制度に関する事務及び調整に関する事務に従事する。
- 3 陸上幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和 5 3 年陸上自衛隊訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。
第 8 条の 2 を次のように改める。
（情報公開・個人情報保護室）
第 8 条の 2 情報公開・個人情報保護室においては、次の事務をつかさどる。
（1）情報の公開に関すること。
（2）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- 4 海上幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和 6 3 年海上自衛隊訓令第 3 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。
第 7 条の 2 を次のように改める。
（情報公開・個人情報保護室）
第 7 条の 2 情報公開・個人情報保護室においては、次の事務をつかさどる。
（1）情報の公開に関すること。
（2）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- 5 航空幕僚監部の内部組織に関する訓令（昭和 3 4 年航空自衛隊訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。
第 6 条の 3 を次のように改める。
（情報公開・個人情報保護室）
第 6 条の 3 情報公開・個人情報保護室においては、次の事務をつかさどる。
（1）情報の公開に関すること。
（2）保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- 6 統合幕僚会議事務局の内部組織に関する訓令（昭和 6 0 年防衛庁訓令第 4 3 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。
（5）個人情報の保護に関すること。
- 7 技術研究本部の内部組織に関する訓令（昭和 3 3 年防衛庁訓令第 2 8 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条の 3 の見出し中「情報公開専門官」を「情報公開・個人情報保護専門官」に改め、同条第 8 項中「情報公開班」を「情報公開・個人情報保護班」に、「

情報公開専門官」を「情報公開・個人情報保護専門官」に改め、同条第9項中「情報公開専門官」を「情報公開・個人情報保護専門官」に改め、「情報の公開」の次に「及び個人情報の保護」を加える。

別表第2の2総務部総務課の項中「情報公開班」を「情報公開・個人情報保護班」に改める。

別表第3総務部総務課情報公開班の項中「総務部総務課情報公開班」を「総務部総務課情報公開・個人情報保護班」に改める。

8 契約本部の内部組織等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改め、同条第21項中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改め、「情報の公開」の次に「及び個人情報の保護」を加え、同条第22項を次のように改める。

22 情報公開・個人情報保護室に、情報公開・個人情報保護室長を置く。

第1条第23項中「情報公開室長」を「情報公開・個人情報保護室長」に改め、同条第24項を次のように改める。

24 情報公開・個人情報保護室に、開示調整専門官1人及び企画制度専門官1人を置く。

第1条第25項を次のように改める。

25 開示調整専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、行政文書の開示請求並びに保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理に係る総合調整に関する事務に従事する。

第1条に次の1項を加える。

26 企画制度専門官は、情報公開・個人情報保護室長の命を受け、情報公開及び個人情報保護の制度並びに行政文書の開示並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の審査に関する事務に従事する。

9 防衛庁副長官の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）を次のように改める。

別表第2に次の2号を加える。

(6) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づく移送、意見書提出の機会付与、開示決定等（同法第18条各項の決定をいう。）、開示決定等期限の延長、開示決定等期限の特例、訂正決定等（同法第30条各項の決定をいう。）、訂正決定等期限の延長、訂正決定等期限の特例、保有個人情報の提供先への通知、利用停止決定等（同法第39条各項の決定をいう。）、利用停止決定等期限の延長及び利用停止決定等期限の特例に関すること。

(7) 防衛庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第17条第2項、第32条第2項及び第44条第2項の通知に関すること。

別表第3の1官房長専決事項の表中文書課の項を次のように改める。

文書課	(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項及び第4項の正当な理由の判断に関する事並びに同法第15条第1項の規定に基づく開示等に関する事。 (2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条の個人情報ファイルの保有等に関する通知に関する事。 (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第4項の正当な理由の判断に関する事及び同法第25条第1項の規定に基づく開示等に関する事。
-----	---

- 附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 附 則（平成18年3月30日庁訓第52号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。
- 附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 附 則（平成19年8月25日省訓第59号）
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる部局の個人情報保護窓口において受け付けた開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、同表の右欄に掲げる部局の個人情報保護室で受け付けたものとみなす。

部 局 名	部 局 名
防衛施設庁本庁	防衛省
札幌防衛施設局	北海道防衛局
帯広防衛施設支局	帯広防衛支局
仙台防衛施設局	東北防衛局
東京防衛施設局	北関東防衛局
横浜防衛施設局	南関東防衛局
大阪防衛施設局	近畿中部防衛局
名古屋防衛施設支局	東海防衛支局
広島防衛施設局	中国四国防衛局
福岡防衛施設局	九州防衛局
熊本防衛施設支局	熊本防衛支局
那覇防衛施設局	沖縄防衛局

- 附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
- 附 則（平成20年4月1日省訓第32号）（抄）
- 1 この訓令は、平成20年4月30日から施行する。
- 附 則（平成21年7月29日省訓第48号）（抄）
- この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
- 附 則（平成23年4月1日省訓第48号）（抄）
- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年7月5日省訓第25号）（抄）
- 1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。
- 附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
 - 2 この訓令の施行の日前に防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令の規定により防衛省個人情報保護室又は地方防衛局等個人情報保護室において受け付けた開示請求、訂正請求及び利用停止請求の各請求であって、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続が終了していないもののうち経理装備局（会計課、監査課、施設整備課及び施設技術官を除く。）、技術研究本部及び装備施設本部に係るものについては、防衛装備庁において受け付けたものとみなす。

附 則（平成27年12月25日省訓第58号）（抄）

- 1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年5月30日省訓第37号）

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日省訓第23号）

- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和元年12月13日省訓第29号）

この訓令は、令和元年12月16日から施行する。

附 則（令和2年2月20日省訓第2号）

この訓令は、令和2年2月20日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月31日省訓第20号）

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。

附 則（令和4年3月28日省訓第30号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により、使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月15日省訓第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

令和〇年〇月〇日

防衛大臣殿
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

(ふりがな)
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

--

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

(1)又は(2)に〇印を付してください。(1)を選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

(1) 事務所における開示の実施を希望する。

〈実施の方法〉 ア 閲覧 イ 写しの交付 ウ その他 ()

〈実施の希望日〉

(2) 写しの送付を希望する。

3 開示決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

開示決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した開示決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます）。

開示決定通知書等への公印を希望する。

4 本人確認等

(1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他 ()

(注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

(4) 請求資格確認書類

ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれの書類を提示又は提出してください。

戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

委任状 その他 ()

開示請求手数料
(一件300円)

ここに収入印紙をはってください。

(受付印)

請求受付番号：

(裏面又は別添)

(記載に当たっての注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
 - 2 「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。
 - 3 「求める開示の実施の方法等」

請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。なお、実施の方法は、防衛省の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により別途申し出ることができます。
 - 4 「開示決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無」

開示決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「開示決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。

 - (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第82条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨等の通知書
 - (2) 法第82条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の通知書
 - (3) 法第83条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
 - (4) 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する旨等の通知書
 - (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第89条第3項の規定により開示請求に係る手数料を免除する旨の通知書
 - (6) 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第89条第3項の規定により開示請求に係る手数料を免除しない旨の通知書
 - 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等番号・記号を黒塗りにしてください。
 - (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。

ア 法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

イ 任意代理人が開示請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限り。）を提出してください。ただし、委任状については、(7)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。
- (開示請求手数料の納付について)
- 開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。
- 300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って、提出してください。
- 手数料の免除を受けようとする場合には、様式第4の免除申請書も提出する必要があります。

委任状

(代理人) 住所

(ふりがな)
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住所

(ふりがな)
氏名

印

連絡先電話番号

(別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第3（第8条関係）

委 任 状

（代理人）住 所

（ふりがな）
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除す
る旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を
受ける権限

令和〇年〇月〇日

（委任者）住 所

（ふりがな）
氏 名



連絡先電話番号

(別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除申請書

防衛大臣殿
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

(ふりがな)
氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条第2項に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

- 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 免除を求める理由
 - 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第〇号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。
 - その他

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「免除を求める理由」
(1) 又は (2) のいずれかに○印を付してください。
- 2 (1) に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 3 (2) に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

（開示請求者） 殿

防 衛 大 臣 印
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第3項の規定に基づき、下記のとおり免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 殿

防 衛 大 臣 印
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等
- 2 免除が認められない理由等

（注） この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

様式第7（第17条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（他の行政機関の長等） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報） 〕
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

様式第 8 (第 17 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(開示請求者) 殿

防 衛 大 臣
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について (通知)

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において、行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)
移送年月日	令和〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
移送の理由	
備考	

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号 :

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（第三者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
 - (1) 部局課室名
 - (2) 担当者名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号

5 意見書の提出期限

令和 〇 年 〇 月 〇 日 （ ）

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（第三者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長／地方防衛支局長）

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由
 - (1) 適用区分： 第1号 第2号
 - (2) 適用理由：
- 4 開示請求に係る保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
 - (1) 部局課室名
 - (2) 担当者名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 6 意見書の提出期限

令和 〇 年 〇 月 〇 日 （ ）

請求受付番号： _____

令和〇年〇月〇日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

防衛大臣 殿

(地方防衛局長/地方防衛支局長)

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

連絡先電話番号

E-MAIL

令和〇年〇月〇日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	(1) 部局課室名 (2) 担当者名 (3) 所在地 (4) 電話番号

請求受付番号： _____

意見受付番号： _____

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（反対意見書を提出した第三者）殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から令和〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日
- 4 開示を実施する日

* 担当課等

（注） この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

請求受付番号：_____

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（開示請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

開示決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（開示請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等をする期限
（令和〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

令和 △ 年 △ 月 △ 日（ ）

* 担当課等

請求受付番号：

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛大臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 不開示とした部分とその理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 開示する保有個人情報の利用目的
- 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

- 事務所における開示を実施することができる日時、場所
- 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

* 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号： _____

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用(郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票)が必要になります。

2 不開示部分に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

4 連絡先

開示の実施の方法等、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

*連絡先:

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報不開示決定通知書

（開示請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 不開示とした理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 開示請求受付日
補正期間
不開示決定日

請求受付番号：

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

防 衛 大 臣 殿
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

E-MAIL

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

* 日付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに〇印を付してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部 ()
		2	①全部 ②一部 ()
		3	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手又は個人情報保護委員会
が定めるこれに類する証票の額

円

無

* 担当課等

請求受付番号： _____

申出受付番号： _____

保有個人情報訂正請求書

令和〇年〇月〇日

防衛大臣 殿

(地方防衛局長/地方防衛支局長)

(ふりがな)

氏名： _____

住所又は居所： _____

〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称： _____
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 訂正決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無
訂正決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した訂正決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます）。

 訂正決定通知書等への公印を希望する。

3 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 請求資格確認書類 ア 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） イ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

(記載に当たっての注意事項)

- 1 「訂正請求の期限」

訂正請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 3 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日を記載してください。
 - (2) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示決定通知書の文書番号及び開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録された行政文書の名称を記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。

 - ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
 - イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）
 - (3) 「訂正請求の趣旨及び理由」
 - ア 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実に書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。
 - イ 訂正請求の理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。
- 4 「訂正決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無」

訂正決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「訂正決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。

 - (1) 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の通知書
 - (2) 法第93条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の通知書
 - (3) 法第94条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
 - (4) 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例を適用する旨等の通知書
- 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて適用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等番号・記号を黒塗りにしてください。
 - (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。

 - ア 法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、併せて提出してください。）を添付してください。
 - イ 任意代理人が訂正請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された原本に限り、併せて提出してください。ただし、委任状については、(ア)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の30日前に作成されたものに限り、併せて提出してください。）を添付するか又は、(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出して下さい。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委任状

(代理人) 住 所

(ふりがな)
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所

(ふりがな)
氏 名



連絡先電話番号

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状

(代理人) 住 所

(ふりがな)
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

連絡先電話番号

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第21（第33条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（他の行政機関の長等） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	〔 訂正請求書に記載されている保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報） 〕
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等名	〔 ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

様式第 2 2 (第 3 3 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(訂正請求者) 殿

防 衛 大 臣
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事案について、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送しましたので、通知します。なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	訂正請求書に記載されている保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)
移送年月日	令和〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
移送の理由	
備考	

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号 :

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（訂正請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

訂正決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（訂正請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 訂正決定等をする期限

令和 〇 年 〇 月 〇 日（ ）

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することとしましたので通知します。

記

- 訂正請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称等及び開示された日等
- 訂正請求の趣旨
- 決定した訂正の内容及び訂正の理由
- 訂正しないこととした部分とその理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 訂正請求受付日
補正期間
訂正決定日

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

1 訂正をしないこととされた部分に係る審査請求等

訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

* 連絡先：

保有個人情報不訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長／地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

記

- 訂正請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 訂正しないこととした理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 訂正請求受付日
補正期間
不訂正決定日

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報訂正実施通知書

（提供先） 殿

防 衛 大 臣 印
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

令和〇年〇月〇日に提供しました保有個人情報につき、令和〇年〇月〇日付けの訂正決定に基づき訂正を実施しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称及び開示した日等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び訂正を実施した理由	（内容） （理由）

* 担当課等

保有個人情報利用停止請求書

令和〇年〇月〇日

防衛大臣殿
(地方防衛局長/地方防衛支局長)

(ふりがな)

氏名： _____

住所又は居所： _____

〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

2 利用停止決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

利用停止決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した利用停止決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます）。

利用停止決定通知書等への公印を希望する。

3 本人確認等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) _____ イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 請求資格確認書類 ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

(記載に当たっての注意事項)

1 「利用停止請求の期限」

利用停止請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

2 「氏名」、「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

3 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

(1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日を記載してください。

(2) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示決定通知書の文書番号及び開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録された行政文書の名称を記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。

ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

(3) 「利用停止請求の趣旨及び理由」

ア 「利用停止請求の趣旨」

利用停止請求の趣旨は、「第1号該当」又は「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

(7) 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

(4) 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

イ 「利用停止請求の理由」

利用停止請求の理由は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

4 「利用停止決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無」

利用停止決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「利用停止決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。

(1) 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の通知書

(2) 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の通知書

(3) 法第102条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書

(4) 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例を適用する旨等の通知書

5 本人確認等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて適用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等番号・記号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

ア 法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

イ 任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限り、）を提出してください。ただし、委任状については、(7)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の30日前に作成されたものに限ります。）又は(4)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号は不可。）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出して下さい。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委 任 状

(代理人) 住 所

(ふりがな)
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

連絡先電話番号

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）住所

（ふりがな）
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

（委任者）住所

（ふりがな）
氏名



連絡先電話番号

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（利用停止請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

利用停止決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（利用停止請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等をする期限

令和 〇 年 〇 月 〇 日 （ ）

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 決定した利用停止の内容及び理由
- 4 利用停止しないこととした部分とその理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 利用停止請求受付日
補正期間
利用停止決定日

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

1 利用停止をしないこととした部分に係る審査請求等

利用停止をしないこととした部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

* 連絡先：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報利用不停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防 衛 大 臣
（地方防衛局長/地方防衛支局長）

印

令和〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

記

- 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 利用停止しないこととした理由

（注） この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 利用停止請求受付日
補正期間
利用不停止決定日

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（審査請求人等） 殿

防 衛 大 臣 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 （開示決定等の種類） <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 <input type="checkbox"/> 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣（地方防衛局長/地方防衛支局長） (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年（ ）諮問第〇〇〇号

* 担当課等

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防 衛 大 臣 印



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条の規定に基づく訂正決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称及び開示 された日等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 一部訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣(地方防衛局長/地方防衛支局長) (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年() 諮問第〇〇〇号

* 担当課等

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（審査請求人等） 殿

防 衛 大 臣 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称及び開示 された日等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 一部利用停止決定 <input type="checkbox"/> 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (地方防衛局長/地方防衛支局長) (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年（ ）諮問第〇〇〇号

* 担当課等